

## 福島県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会 設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福島県における復興祈念公園基本構想検討調査有識者委員会（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものである。

### (目的)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 福島県双葉郡双葉町・浪江町（中野・両竹地区（仮称））を対象とした復興祈念公園の基本構想に関する事
- (2) その他必要な事項

### (委員会の構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員及び行政委員で構成する。

- 2 委員は、国土交通省東北地方整備局長が委嘱する。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会で委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

### (運営及び会議)

第5条 委員会は、委員長の指示により事務局が招集する。

- 2 委員会は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長が必要と判断した場合、委員以外のものを会議に参加させることができる。

### (設置期間)

第6条 委員会は、設置の目的を達成した時に解散する。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課に置く。

- 2 事務局は、委員会の庶務を委託することができる。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

### 附則

この要綱は、平成28年9月23日から施行する。